

Title	杉本茂十郎の研究：菱垣廻船積株仲間の成立
Sub Title	Mojuro Sugimoto as the founder of commercial monopoly at Edo
Author	伊東, 彌之助
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1954
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.9/10 (1954. 10) ,p.954(84)- 980(110)
JaLC DOI	10.14991/001.19541001-0084
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19541001-0084

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

杉本茂十郎の研究

— 菱垣廻船積株仲間の成立 —

伊 東 彌 之 助

- 一、序論
- 二、杉本茂十郎の生立ち
- 三、定飛脚問屋と十組仲間との紛争
- 四、砂糖問屋と十組仲間との紛争
- 五、菱垣廻船積株仲間と三橋會所
- 六、幕府の米價政策への協力
- 七、菱垣廻船積株仲間の成立と發展
- 八、杉本茂十郎失脚の原因
- 九、杉本茂十郎の功罪
- 十、天保改革への道程
- 一 序 論

法令が雨の如くにふつたといわれる天保改革の中で、最も重要な法令は天保十二年十二月の株仲間解放のそれである。都市

に於ける株仲間の存在が地方の生産の行詰りとなり、株仲間の獨占が物價の釣上げを來たすといふ見解の下に、それは行はれたが、結果は商業機構をいたずらに混亂せしめ、物資の流通を不圓滑にし、物價は値下げどころか、却つて騰貴するといふ事態を捲き起したため、改革の主腦者水野越前守忠邦は僅か二年未滿で免官になつてしまつた。免官後もその政策は法文の上では續けられてはゐたが、幕府内部では問屋仲間再興の論議が絶えずかわされ、遂に嘉永四年三月に至つて問屋組合再興令となつて現はれた。水野忠邦の英斷としてもはやされた株仲間の廢止は全く失敗したのである。然し再興後の問屋組合は天保度に解散された問屋組合とは性質が異なる。文化以前の問屋組合に再興せねばならぬとは常に法文で繰返し云はれる處で、三月九日町奉行より町々名主に示された最初の觸書にも「此度問屋組合の儀、都て文化以前の通再興可被申付候、左候元十組のもの共、冥加金上納等の御沙汰は彌以無之候間、文化以來の商法に不流、諸商人共物價引下方の儀厚心掛、實意の渡世相管候様、後日申論、取締方等精々可被申渡候」と明示されてゐる。即ち文化年度以降の株仲間が悪いのだから廢止されたのだと、僅かに政策失敗のごまかしをそこに求めてゐる。云ふ迄もなく問屋の仲間組合の成立は頗る古く、或者は寛永の頃にまで遡り得るし、又前掲觸書にある江戸の十組問屋仲間の成立も元祿十年のことであり、それが幕府の認める處となつたのも享保年間のことであつた。然るにこの頃のこととは問はず、文

化以降の仲間のみを非難し、天保改革の止むを得ざりしも、文化以降の仲間の弊風矯正のためと云ふ、然らばその文化以降の仲間とは何であるか。

それは杉本茂十郎の音頭によつて江戸十組問屋より文化六年に冥加金の上納があり、その反對給付として文化十年に幕府より株札が渡され、菱垣廻船積株仲間千九百九十五人に株式が定つた。「問屋組合」又は「仲間組合」の名稱はこゝに改まり、「株仲間」と呼ばれるに至つた。前々より商人の仲間、組合は徒黨を結びて獨占をなし、占賣占買をなして物價騰貴の原因を作るとは、この時代の學者識者の殆んどすべてが唱える處であり、幕府のそれに對する態度も白眼視するものであつたにも拘らず、文化年間には幕府がすゝんでそれに法的保證をあたえるに至る。株札の下附により、従來仲間内の私的束縛が公的權力を持つに至る。實際上の効果は別としても、兎も角官憲と結びついた獨占がこゝに成立し、以後天保改革の時期までに及ぶのである。保守的な改革の主腦者水野忠邦がこれを默視するわけはなかつた。仲間否定の學者の論議を、この極端に發展した株仲間の上に加えたのは當然のことであると云える。

この問屋仲間の發展史の上で劃期をなす文化十年の株仲間の確立に、問屋側に立つて折衝し、頭角を現はしたのは杉本茂十郎であつた。茂十郎は本來十組問屋内の人物でなく、定飛脚問屋大坂屋茂兵衛の養子であつたのが、「辨舌爽快にして談説流るゝが如く」であつたことから、十組に關係し、菱垣廻船積株

杉本茂十郎の研究

仲間を成立せしめ、町年寄次席にまで登つたが、文政二年突如失脚した。舊慣墨守の封建體制下に、のし上つて行つた怪物的な存在、そしてそれが一片の失策、それも理由にもならぬ原因から葬り去られる波瀾の生涯に、私は前々から興味を惹かれてゐた。更に利用するときは利用し盡して、用が無くなると未練もなく放り出す封建支配者の遣り方にも興味を感じる。私はこゝで杉本茂十郎の事蹟と生涯を述べたい。それは幕府に關係し、紀州藩に關係し、更に問屋仲間など廣い範圍に涉つて交渉があるから、宛然文化度の世相を畫くに等しくなるし、茂十郎の事業の成功が天保改革の動機ともなること云々。要するに社會經濟史の流れに茂十郎の事蹟を結びつけたいにある。従前の研究には竹越與三郎著「日本經濟史」が舊幕府理財會要書類中の「杉本茂十郎興起十組抄」を基にして詳しい記述をし、以後すべての經濟史書は一應それに觸れてゐるが、竹越氏のそれ以上に及んでゐない。私は「十組抄」に加ふるに多少の新資料によつて肉付けすると共に、従前の研究が「元々基礎資料たる「十組抄」そのものが「茂十郎を茲商扱ひにし、當時の流行語「山師」をそのまゝ現代語譯して、失敗のみを誇張した投機師の如くに解することを避け、前述の様に茂十郎のなした事蹟の社會經濟史上の意義を強く考へたいと思ふ。

(註一) 「諸問屋再興調」第三 (徳川時代商業叢書 第三三四頁)

(註二) 竹越與三郎著「日本經濟史」第五卷 五九〇頁。

(註三) 「杉本茂十郎興起十組抄」は大藏省編纂の「日本財政經濟史料」第三卷に全文所載されている。

(註四) 例えは幸田成友著「江戸と大阪」昭和九年出版、前掲竹越氏の著述は大正九年。

二 杉本茂十郎の生立ち

「杉本茂十郎興起十組抄」の中にある十組間屋取結書は文化八年七月の日附を持つた長文の書類である。何の理由もなく斯様なものを提出する筈がないから、恐らく同年四月に十組間屋抜ひの町奉行小田切土佐守直年が死去し、永田備後守正直が新任されたことから、新奉行の参考用に之が提出されたものであらう。とすれば杉本茂十郎自身の手による記述ではないとしても、目を通したものであることは確かであらう。それによれば「私儀申斐國八代郡夏目原村百姓次左衛門伴にて、至而幽に暮し罷在候處、御當地本船町森田屋次郎兵衛と申もの世話にて、萬町大坂屋茂兵衛方へ寛政十年四月中養子に罷成候處、間も無之之養父茂兵衛長頼にて病死仕、家業體其外萬端聊不_ニ相辨_ニ甚當惑難遊仕候……前書にも申上候通、定飛脚間屋渡世にて、遠國御役先御用、並御大小名様御知行之御用向、其外御府内諸商人共遠國商用懸引之交通、並金銀諸荷物引請辦理仕候家業にて、寛永年中之頃より凡貳百年來相續仕候儀、誠に難有仕合に奉_レ存候」とある。茂十郎は夏目原の百姓小宮山次左衛門の三男十女の末子として生れ、幼名を榮次郎と云つた。寛政

十年前文にある様に「寛永年中之頃より凡貳百年來相續」せる定飛脚間屋の舊家大坂屋茂兵衛に養子となつた。養家大坂屋はその家記によれば初代茂兵衛は慶長年中に若狭に生れ、日雇稼働の飛脚家業を江戸大坂の兩都間で營んで居り、二代目に至り、京大坂の御番衆御宿狀の毎月三度の往復をなす、所謂三度飛脚の公認の選の中に入つてゐる。これは寛文二年のことである。三代目に至つて「歩行早飛脚」の業務を開き、「家業道におゐて肩を並ぶる仲間」もなき程の全盛期に入り、日本橋萬町に店舗を張つた。以後盛衰があり、一時は飛脚家業から離れたこともあつた様であるが、天明二年に江戸定飛脚間屋の株が設定されたときは、九軒の中に名を連ねて居り、五十兩の冥加金を仲間共々納めてゐる。此時の茂兵衛は七代目である。八代目は常陸出身の養子であり、後年茂十郎に改名した茂兵衛は九代目で、七代目の娘お八尾と結婚した。八代目茂兵衛のとき大坂屋と紀州家との關係が出来た。後年茂十郎は紀州家に取入つて種々劃策してゐるが、その端緒は養家の先代の頃から初まつたと云つて良い。天明二年に定飛脚間屋株が設定された原因は、幕府が飛脚業保護のために使用を許可した東海道宿々の傳馬が、馬の不足から繰送りを拒み、飛脚荷が宿々に逗留することの多くなつたことを是正する意味が含まれてゐるが、一片の法令のみではその効果が充分現はれなかつた。その際、紀州家と關係をつけることは紀州家の荷物と稱し、紀州家の會符を以てし、宰領も帶刀して通行する時は、紀州家の威光を以て繰送り

が圓滑に行くためであつて、これより先、同業島屋佐右衛門は水戸家と關係し、二、六と日を定めて、水戸家の荷物の中に別の飛脚荷を交せて巨利を擧げてゐたことを見做つたものである。然し大坂屋はこれによつて却つて家業不振を來し、九代目相續のころは「身上向不如意」となつたのは、紀州家へ近付く爲めの失費が莫大であつたのと、大名の會符を利用した商荷の増加に宿々が不満を持ち初め、その不正を追究する事件が頻發した爲だと云はれる。八代目の死去は寛政十一年三月のことであるから、茂十郎の茂兵衛は養子に入つて僅か一年にして家督を相續することになつた。

家督相續後、養家立直しに様々の努力をしたらしい。文化四年後述の砂糖間屋と十組間屋との紛争に介入する動機は「飛脚屋斗_ニ而者、此節之借財いかんとも凌様なし、左あれ_ハ十組に組して一ト趣向」とある程で、「其子細者先代之借財いまた不片付、其上類焼_ニ而かゝる程、甲府權兵衛殿口入材木切出し損金、操綿米乗合損金等目口に餘る借金にして」とあるが如く、郷里の關係からか材木に手を出し、又操綿や米の思惑なども行つたが思はしく行かなかつた。郷里への書翰にも「當家之儀兼而御承知被_レ下候通り、先代より多分之借財御座候へ共、一旦養家致候事故、諸向引請彼是心配いたし、此節迄取續來候處、愈々借財濟方出來兼、誠當惑仕候……此姿にて年月を送り候而者、猶々借財相重_ミ、自然と身上立行かたく、然時は養家之事故直更以萬々一之儀御座候而者身分難相立_ニ付、種々致勘辨、

家内得と相談之上、下拙儀表向は退身仕、諸借財其外萬端之儀家名共支配人千藏幸助江爲相任取始末爲被_レ仕候間、定而委細者兩人より茂可申上候、右_ニ付隱居同様にて身分不自由_ニも罷成、且は其御地江對し面目も無之_ニ付、何共不本意_ニ者候得共、此度御願申上候始末は何卒下拙壹人無之_者と思召被_レ下候而、當地江御出府被_レ下候共、當家江御立寄り御見舞被_レ成下候儀、貴君様始御親類一統御用捨可被_レ下候」云々とある。この書翰の前文には生母の病氣見舞など記されてゐるから、文化三年以前のものであらう。郷里の人々とは行き來があつたらしくこの文面でも見られるのは、前述の材木切出しの件と關係があるのかも知れない。又この長文の手紙の中に「寺賜金」の借財も不本意乍らした旨も記されてある。つまり定飛脚間屋の舊家に養子に入つたとは云え、債鬼に悩まれ續け、その挽回に悪戦苦闘しつゞけて來たことがわかる。しかもその間、定飛脚間屋仲間の規約改正に伴ふ飛脚賃錢改訂に反對する江戸十組仲間との紛争に、十組仲間千九百九十五人を相手にして、定飛脚間屋六軒の采配をとつて働いたと云ふから、その精力たるや大したものである。この紛争は後に彼が十組に關係する機縁を作つたものである。十組取結書には「十組諸間屋共之儀者、往古より家業體之得意先にて、數年來之取引之者共に御座候に付、前書之通押而相頼候を強而相斷候者、諸得意之氣請も如何と存、不得_ニ止事承知いたし取扱仕候」とあるが、それだけでは無かつた。この紛争の經過は次節に譲りたい。

(註一) 日本財政經濟史料 第三卷 八八頁。

(註二) 後記平松氏宅所藏龜の文面参照。

(註三) 「大坂屋茂兵衛記録」のうちの「元祖より曆代並業道發端舊記」

(註四) 「十組と砂糖問屋一件取扱より頭取役相勤候始末」

(註五) 「大坂屋茂兵衛記録」のうち

(註五) 平松莊榮氏所藏、杉本茂兵衛より小宮山次左衛門宛三月二日付書翰、生母の死去は同家の位牌によれば文化三年七月十四日である。七月廿二日付杉本茂兵衛の書翰には御供物料として金千疋、回向料として金五百疋を送った旨が記されてある。同家に保存されてある茂十郎の書翰は右二通のみである。

(註六) 日本財政經濟史料 第三卷 五九頁。

三 定飛脚問屋と十組仲間との紛争

定飛脚問屋仲間の定法改正の發意は享和二年の頃である。既述の如く江戸に定飛脚問屋仲間が認められたのは天明二年であるが、同時にその業務の遂行を圓滑ならしめる爲、道中奉行より街道の宿々に飛脚立履行に關する觸がその十一月に發せられた。

「右之者共儀、近來三度飛脚荷物立相滞段申達候に付、吟味之上、今般京大坂定飛脚問屋申付、見世先懸ヶ看板茂差免間、以來荷物江者定飛脚と認候會符を差、宰領之者へも定飛脚と認

候燒印札を爲持、宿々江茂合札を渡置引合、宿場定賃錢急度相拂返可致旨申渡間、其旨相心得、右燒印札請取置引合無相違分、定之賃錢請取、尤御用荷物者勿論其外荷物へ宿場到着之順次第不留置、宿人馬ニ不限、助郷馬ニ而茂早速送送り可申者也^(註三)

然しこれがあまり有効でなかつたのは、その翌々年の天明四年八月に再度觸流しがあつたのを見てわかる。同觸によれば「右定飛脚荷物者全町人荷物と心得違」して繼立を怠るは不届である、「御代官所より之御用狀之外、諸家より之荷物も請負罷有候儀ニ付」規則通り行はねばならぬと戒めてある。こうした情況であつたがら定飛脚問屋にして定飛脚會符を棄て、前述の様に島屋が水戸藩の、大坂屋が紀州藩の會符を借りることを得策とする様になつたが、それは本來の業務にもとるものであつたし、又前述の様になつたに宿々の紛争を多くするものでもあつた。同時に飛脚繼送りの不安は仲間内の競争を激化せしめ、得意先の争奪から飛脚賃を自ら引下げる始末であつた。そこで大坂屋茂兵衛が發起して、その原因の一つは確固たる仲間定法帳が無い爲であるとして、仲間内を自ら折衝し、三十箇條より成る定法帳と定賃銀表を作成し、その公認とその觸流しとを道中奉行石川左近將監に訴願した。蓋し仲間内の私法であつては再度協定を破る不束者が出るかも知れないからである。これは吟味の末に認められ、觸流の件も享和三年七月に東海道に限つて滞りなく行はれた^(註三)。

かく定法が認められた上はそれを公示するため板行摺にして得意先へ配布して同意を求めねばならない。そこで武家方得意と町方得意とへ配布する板行摺の文案を作成して、享和三年十月に再度その是認を道中奉行に求めた。道中奉行はその實行にあつての障害の有無を大名、旗本、武家、寺社及び町方にたゞすことになり、町方へは江戸町奉行小田切直年の手を経て、年寄喜多村役所へ廻され、喜多村は京大坂取引之町人は十組問屋の外なしとして、同問屋仲間の大行事、惣行事に意見を求めることになつた。こゝで初めて十組との交渉になつた譯であるが、十組側は次の條項を非として肯んじない。一つは第十九條の「急便並便共狀賃仕切相止候事」の撤回を求め、従前の仕切狀の存續を主張する。仕切狀とは一ヶ年分の狀賃銀何程と見積つて請負はせるもので、一通毎に賃錢を勘定し支拂ふの煩瑣がないから、問屋側では便利であつた。二つには第四條の但書に「此度改急飛脚並飛脚共夜五ツ時限ニ差立」とあるのを、従前通りの暮六ツ時限を主張する。第三には第廿條の「飛脚出日ニ諸得意方江用請取人差出申事」を拒絶し、荷物及び飛脚狀を飛脚屋まで持参するのは不便であるから、従來通り飛脚屋の「觸廻り」を寄こせと云ひ、飛脚屋から云えば人件費をこれによつて減少せしめようとした。然し紛争の根本はこうした瑣細な仕法の變化にあるのではなく、十組仲間としては定飛脚問屋などは出入之者位にしか考へてゐない見識を持つてゐたにも拘らず、その得意先の意向を前以て全く聞かないで、新しき仕

法帳を作り、新賃銀を定め、「御上江願上權柄を以押付たる致方奇怪なれ」と感情的に怒る有様であり、一方定飛脚問屋側は道中奉行公認の「金箔付の問屋」たる事を以て自負してゐたため、了解點に達することが出来ない。然るに町方以外は二三の曲折はあつたが認めらるゝ處となり、文化三年三月廿九日道中奉行より「其方共仲間取締方ニ付飛脚賃等取極、板行摺にいたし、出入之諸家並ニ町方得意之向江相配度段、案文取調差出願ふに付、再應札之上賃銀極其外不當之儀無之間、願之通板行摺聞届る」と申渡され、同時に「大坂屋茂兵衛、其方儀願發當人ニ聞ゆるに付、以來仲間猥にならざる様取締爲致」と命ぜられた。かくして未だ十組仲間との解決がつかざるまゝ、板行摺の準備にかゝり配布する迄に至つた^(註六)。

かゝる一方的な定飛脚問屋の行爲に十組仲間は不満を禁じ得ない。文化三年八月北町奉行に差障りある旨を以て出訴したが却下され、續いて九月には南町奉行へ訴へ出で、これも却下された。そこで今度は十組仲間限りの手飛脚設置を願出で、その爲の道中筋馬繼の御觸流しを要望した。その願書には定飛脚問屋の飛脚賃の値上げは江戸の物價に影響する旨を力説したため、「御府内諸色商物値段ニ響くとありては御聞捨に不相成譯を以て取調べに入ることとなり、飛脚問屋ははその差障りを問ひ、十組仲間には手飛脚の仕法を正すこととなつた。十組仲間の手飛脚の方法は日本橋木原店の丹後屋佐七を請負人とし、十組の飛脚荷を四ヶ所にて取集め、京大坂へ上下すると云ふの

であり、これに對して定飛脚問屋側では定飛脚問屋に屬する飛脚宰領を一人も十組えは融通しない、又江戸附出し馬、品川宿買揚馬、大磯宿馬の使用を禁ずる、又定飛脚問屋が冥加として架橋する駿河の潤井川橋の通行を禁ずる、更に十組手飛脚は十組仲間以外の飛脚を取交えて扱つてはならぬ等の箇條をならべ立て、妨碍にこれつとめたが、一切取合はない。江戸十組諸問屋六十七、八組、組々行事出役計百三、四十人、都合二千軒に及ぶ大問屋仲間の貫録に物を言はせて、定飛脚問屋をほとんど困らせた。これが成立すれば折角の定飛脚問屋株免許の恩典も効果がなくなるので、仲間取締の茂兵衛は百方奔走し、仲間内にあつては抜駆けを警戒し、二ヶ月餘折衝を重ねて、漸く仕法立ては定飛脚問屋側の主張の儘とし、たゞ飛脚賃の引下げ割戻しの規定を加えて、話合が出来て和談することが出来た。

(註一) 「定飛脚問屋願書一件」(「大坂屋茂兵衛記録」のうち)

(註二) 前同。

(註三) 「仲間取締願書並再御願書」(「大坂屋茂兵衛記録」のうち)

(註四) 「御間置ニ相成仲間定法帳御糾請答一件」(「大坂屋茂兵衛記録」のうち)

(註五) 「板行摺御願書」(「大坂屋茂兵衛記録」のうち)

(註六) 定飛脚問屋仕法帳及び賃銀定は定飛脚問屋の後身たる「國際通運株式會社々史」に全文記載されている。

が、その救なく、菱垣船の經營は年と共に困難に陥入り、船數は減少するのみならず、現存船體の修理も充分でない爲、難船破船が續出する状態を現出するに至つた。その損害は「天明四辰年より享和三亥年貳拾ヶ年分、難破船荷打漏損金高取調候處、凡金三拾五萬八千八拾六兩と銀六匁四分六厘六毛有之候」の多額に及んでゐる。この結果、十組行事より菱垣船一方積を北町奉行小田切直年に歎願することになつた。訴狀の要旨は「近來十組え加入不仕候而、同商賣仕候組外之者共、無手支上方筋諸國より十組問屋共同様に諸代呂物致仕入候者有之、十組仲間相立候規矩無之候……依之十組之外にて直仕入致候者共、何卒、最寄の組合え差加、商賣致候様仕度、猶又在々にて直仕入致候者共儀は、御府内問屋共方にて、仕入仕候様仕度奉願上候、乍恐御威光を以て被爲仰下置、十組諸問屋永久相續仕候様奉願上候」と云ふのである。奉行所にて取調の結果は十組の要求その儘ではなかつたが、文化二年十一月に「今般加入之方に者、積仲間之意味薄可有之候得者、猶此末、諸帳面熟讀之上、一已之了簡を不差夾、仲間之發端え基、相互に睦敷いたし、新古に不拘聊なりとも非分之沙汰有之候は、兩行事え相屆、其上四極印元可及評議事」と定められた。かゝる矢先に砂糖問屋の問題が起つた。

砂糖は從來は藥種問屋の取扱ふ商品であつたが、船積の便宜のために天明六年頃より樽船に洩積する様になり、従前から十組との間に紛争が絶えなかつたが、文化四年五月、遂に藥種問

(註七) 「東海道名所圖會」卷四に「古家川、吉原の西にあり、和名抄に古家郷あり、土人訛つて潤川とよぶ……三度橋、此古家川にかくる橋なり、一年朝鮮人來朝の時官家より橋を掛けられしなり、其跡京大坂の三度飛脚より官に願うてこれをかくるなり、故に三度橋といふ」とあり。

四 砂糖問屋と十組仲間との紛争

江戸十組問屋仲間と大坂屋茂兵衛との間に正式の關係が結ばれたのは、文化四年五月本町組藥種問屋と傳馬町組藥種問屋を併せた五十一軒のうち十六名及び他問屋一名が砂糖問屋株を創設して、樽船積入を懇願したのに對して、同年六月十組仲間が横鎗を入れて紛争となつた事件に初まる。この十組と砂糖問屋との紛争を理解するには、享和三三年五月の十組増強の運動から筆を起さなければならぬ。

十組問屋仲間は元祿十年大坂屋伊兵衛といふ者の首唱の下に組織せられてから、江戸大坂間の海運は十組仲間と隷屬する菱垣廻船の殆んど獨占する處であつたが、享保年中に至り酒問屋が十組より分離し、樽船によつて菱垣船と競争するに及び、容積は小さいけれど速力に優る樽船は菱垣船に打撃をあたへ、従前菱垣船積載の貨物も樽船に吸収されるものが出来た。十組仲間はそれに對抗して種々の規約を設けて積荷の嚴守を期した

屋のうち砂糖を主に取扱ふ十六軒及び他商賣のもの一軒、計十七軒が一ヶ年金千兩の冥加金を献上するその代償として砂糖問屋株の設立を乞ひ、同時に公然たる樽船一方積を請求する願書を、南町奉行根岸肥前守鎮衛に提出した。年々の冥加金千兩に目のくらんだ町奉行は大略是認し、たゞ念のために十組に差障りの有無を問ふた。事の内容を知つて驚いたのは十組仲間のみでなく、當の兩組藥種問屋仲間も、従前、問屋の附商品であつた砂糖を別組問屋にすることは、家業を狭くすることとて、藥種問屋行事は十組仲間行事共々異議の申立を行つた。事件の擴大は南町奉行の手におえず、十組所持の北町奉行小田切直年に渡され、文化五年六月に至るも決着しなかつた。この仲裁に十組側から頼まれたのが大坂屋茂兵衛であつた。「双方甚六ヶ數相成候に付、十組問屋共之内格別惡意に仕候者共、私宅へ罷越申聞候者、前書之通双方及爭論、大變にも可及候に付、取扱いたし異候様相頼候に付、右一件大勢之儀に付、中々取扱等いたし候杯と申儀者、決而不及段、堅相斷候得共、晝夜罷越及數度押而相頼申候」とあり、大坂屋側の記録によれば茂兵衛を養子に仲介した森田屋の斡旋によつて茂兵衛宅に依頼に來たとある。茂兵衛はそこで町年寄樽藤左衛門に取り入り、肝煎名主木村定次郎に奔走して、次の解決をあたえた。即ち砂糖問屋と藥種問屋との紛争に對しては、請願せる十七軒に加ふるに藥種問屋中であつて砂糖を尙主として取扱ふ者八軒を加えて株とし、他の二十七軒の藥種問屋は當時休株として他日を期する含

みをあたえ、十組仲間との紛争に對しては、砂糖荷物は樽船一方積を認めるかわりに、砂糖問屋の取扱ふ他の一切の商品は菱垣船のみ積載すると約束して和解し、文化五年十月内濟することゝなつた。この解決は十組仲間の大なる讓歩であつて、「諸問屋共一同以之外不承知之趣」であつたが、茂兵衛は町奉行へは砂糖問屋の冥加金の鼻薬が効いてゐる際でもあり、紛争を長引かせるの不得策を指摘し、却つて仲間内の取締に力を盡す方が永續の基であると力説した。玆に於いて初めて十組仲間が仕法立直しの協議に入つた。

(註一) 「諸問屋並商雜類編」(竹越與三郎著 日本經濟史 第五卷 五七九、五八四頁)

(註二) 「十組と砂糖問屋一件取扱より頭取役相勤候始末」

(前掲)

(註三) 註記せざる引用文は「十組問屋取結書」に據る。

(日本財政經濟史料 第三卷)

五 菱垣廻船積仲間と三橋會所

「十組問屋取結書」は町奉行交替の際に提出された書類であらうと私は前述の如く推測した。その内容は菱垣廻船積仲間の強化から三橋會所の成立事蹟を細説したもので「手前味噌」もあることでもあらうが、公に提出したものだけに「一概に信ぜられぬ」ものではあるまい。竹越氏の「日本經濟史」もこれを祖述したもので、重複のそしりを受けるであらうが、順序として記

嵩して行きたい。「取結書」によれば砂糖問屋との紛争が解決した直後、十組仲間の大行事總行事、組々重立つた者は大坂屋茂兵衛を交えて仲間仕法立直しの協議に入り、翌十一月には町奉行に左の如き文書が提出された。

「一、菱垣廻船積仲間諸商人一同組之惣代行事之者共奉願上候。私共義御府内永住仕、商賣手廣ニ渡世相續仕候段、冥加至極難有仕合奉存候。依之爲冥加相應之御用筋も奉相勤度數年來心掛罷在候得共、仲間共多人敷と申、私共體之儀心底不相任、乍心外罷過段奉恐入候、隨而恐多御儀御座候得共、此度寸志御國恩爲冥加、私共組内限り月々掛金仕、積立置、大川筋永代橋、新大橋、大川橋右三橋之義、以來永々懸替時々修覆等之義、私共へ被爲仰付被下置候様奉願上度奉存候。右願上候儀ニ付、聊私欲ヶ間敷儀毛頭仕間敷候。前書奉願上候通、御府内ニ永住仕、手廣之商賣仕冥加之程、重々難有仕合奉存ニ付御願奉申上候。右體御開濟上下置候上は、掛替破損等入念丈夫ニ仕、聊候差支ニ不相成様可仕候。且又往來人より橋錢被申間敷候。何卒格別之御慈悲を以、致之通り被仰休被下置候は、十組諸商人一同寸志御用も相達難有仕合奉存候間、御開濟の程一同奉願上候」

折から前年の文化四年八月に深川祭の雜鬧で永代橋が落ちて多數の死者を出した椿事があつたが、幕府は財政難のため、その架橋著手には苦慮してゐる時であつた。そこへ十組仲間が、「御國恩冥加」のため、月々掛金をして架けよう、その上、永

代橋のみでなく大川筋の三大橋の掛替え、修覆は永久に仲間が引き受けて、而も橋錢を取らないと云ふのであるから、幕府にとつては全く棚から牡丹餅に等しい。十組仲間が全く今迄思ひもかけない、橋の掛替請負をする事を思ひついたのは、恐らく大坂屋茂兵衛の示唆する處であつたらう。前にも觸れた様に定飛脚問屋では駿河國潤井川の架橋を冥加のため請負つて居り、それが何よりも問屋を權威づけてゐた事を茂兵衛は篤と知つてゐたからに外なるまい。それが江戸の十組仲間であるから、橋普請も一段と大きく、大川筋の三橋と申出たわけであらう。

「御國恩冥加」を前面に押立て、十組はこれで何を目論んだかと云えば、一は菱垣廻船の強化であり、他は仲間内の金融である。菱垣廻船が當時衰微の状況にあつた事は、文化五年七月に海難損金取調書を町奉行に提出した中に詳細に述べられてゐると「取結書」にあるが、現在見てゐないので仔細には云えないが、概略すれば他廻船への洩積の増加、船の修繕の不行届と新造計畫の不振、加うるに難船、破船の頻發のため、その運営に支障を來した。そこで菱垣廻船の不振は十組仲間の振はざる根本であることから、仲間内からの出金と菱垣船で生計をたててゐる船頭楯子より「船一艘一上下に付銀二百目づゝ」差出さしめ、以て船の修覆を急ぎ、新造に努め、一刻も早く百艘に達するよう努力した。同時にこれらの積金に加うるに月七分の利息を拂つて仲間内より資金を集め、三橋修繕、架橋の手當金にすると共に、組内の「元手金手薄のもの」へ月八分の利息で貸

付け、金融の圓滑を圖つた。斯様な仕事をする爲には會所の取立てが必要であり、その設立は仲間の料理茶屋への寄合費を節約せしめるだらうともつけ加へてゐる。そこで幕府は文化六年二月にも二も二もなく之を許可し、會所は三橋會所と名付け、その頭取には十組仲間の推薦によつて杉本茂十郎が就任した。これより先、文化五年十二月に大坂屋茂兵衛は十組仲間立直しの仕事に専念するためか、茂十郎と改名し、西河岸町に居を移し、定飛脚問屋は茂十郎の妻の弟銀十郎に譲り、十代目茂兵衛を襲名せしめてゐた。

他方、文化五年十二月頃より杉本茂十郎の勸請により冥加金献納の議がすすみ、文化六年四月迄に四十八口、八千五百拾兩の金高に達した。献納の理由は「私共義太平御繁榮之御國恩を以、於御府内ニ從古連綿と渡世仕、親妻子撫育仕來候儀、全御慈悲之御餘光と難有仕合ニ奉存候。百姓ハ耕作仕、年々御年貢を差上、萬分ヶ一奉報候御國恩候得共、町人之義ハ、左様之儀も無御座、我儘ニ打過候段、誠以無勿勉御義と心付奉存候」であつたが、勿論只それだけのものではない。上納冥加金の半金は即刻無利足で十組へ融通のため貸下げられ、而も冥加上納金は「世上通用不相成程之切金輕目金」を以てし、貸下金は御藏金を以てされた。更にそののみでない。冥加金上納者へ鑑札一枚づゝ下附される様願出で、表向は「永世冥加金忘却」せざる爲とは云ふが、内實は商業退轉の際、鑑札を添えて讓渡す、株札同然のものたらしめるにあつた。すべ

ては幕府の好ましきことであつた爲、鑑札下附の決定は七月に通告、八月十日には第一回冥加金の半額が上納され、同月十八日御金藏より同額が四年目に納入さるべき約束で貸下げられ、次で十九日褒美として上金せるもの一同へ室町三丁目にて百十坪の屋敷が下された。冥加金は其後も他の組々にも及び、文化七年十二月には二千五十兩の追加があり、翌八年閏二月にこの分の鑑札が下附された。全額壹萬貳百兩に達し、毎年十二月廿七日が納入日と定められた。この頃には會所の機構も整備され、頭取杉本茂十郎の外に町年寄樽與左衛門が會所取締りとして一ヶ月兩度見廻りを仰渡され、肝煎名主五名に三橋會所掛りが命ぜられた。頭取杉本茂十郎の首尾は上々で文化六年十月十七日には「御扶持方三人扶持」「苗字御免」「肩衣着用」を許され、「地割役樽三右衛門次席」と定められ、七年四月十七日には「町御奉行所御用達」に仰付られ、その他十組行事などもそれ／＼嘉賞さるゝ處があつた。かくて文化八年三月の算當書によれば三橋會所の積立金は「御金藏御下ケ御預ケ金、並三橋會所積立金、組内之者共より差加金」併せて金七萬兩の高になり、物價引下げ、金利引下げの基とならんと意氣軒昂たるものがあつた。

(註一) 幸田成友著「江戸と大阪」一五七頁。

(註二) 豊芥子著「街談文々集要」(珍書刊行會叢書 第二册 一八三頁)

(註三) 「撰要永久録」(東京市史稿 市街篇 第三十四 三

めて行きたい。

天明年間には凶作打續いて米價騰貴し、幕府はその引下方に努力したのと逆に、それに續く寛政、享和の間は多く豊作であつたので米價下直にして武家が困窮し、幕府は米價引上策に狂奔した。酒造制限の解除、穀物貯藏の奨励、産地圍米令、江戸への廻米制限など行はれたが、江戸に於ては特に文化二年に米價掛なるものを設けて米の買上げを強行した。即ち米問屋石橋彌兵衛、金澤瀨兵衛へ貸下金をして、米穀を買保たしめ、米價騰貴を待ちて賣拂ひ、返済するといふにある。蓋し近年米問屋、米仲買らが衰微して、身代薄き米屋に賣込むため、買持が少くなり、相場が下落するのであるから、かゝる端々の米屋は禁じて、問屋仲買の獨占とすれば、相場も今の如く下落することとも無いと云ふ石橋彌兵衛の献言によつたものである。その手初めに文化二年十月より十二月までに藏米及び諸家拂米二萬石を拜借金で買上げ、人氣の引立つた處で賣拂ひ、翌三年七、八月頃までに決済する豫定であつたが、右高ではあまりにも少く、買入が途絶えると下落するので、尙二萬石を追加し、更に問屋仲買に三、四萬兩の貸金をして買米せしめ、それでも少いとの見込みから六萬兩見當に増加し、その政策を強行する爲に、三年七月に石橋彌兵衛を勘定所御用達とし、人員を整備し、貯藏納屋を増設し、更に町人に御用金を命じてそれを資金に繰入れる等、慘澹たる努力の連続であつた。そして漸く四年十一月頃より米價の微騰があり、抛米が始り、納屋の取毀しな

杉本茂十郎の研究

〇頁

(註四) 註記なき引用文は前節同様、「十組問屋取結書」に據る。

六 幕府の米價政策への協力

文化六年七月の鑑札下附によつて株札の如く取扱はうと仲間側では考えたが、幕府側からは強制力を持たないものであるから、畫龍點睛を缺くと云えよう。株式を立て、法的獨占を作り上げようとする努力は従つて尙續けられ、遂に文化十年三月成就することになつた。三月廿八日南町奉行所に於いての申渡は次の如くである。

「拾組積仲間之儀へ、是迄御用向出情相勤、別而米穀買保キ方之儀、御當地大坂共、組合申合骨折候趣相聞、一段之事ニ候。此度以來取締之爲、當地有來候右仲ケ間千九拾五人株式相極、株札銘々相渡候。向後新規加入難相成候。萬一身上相仕舞候者有之節へ、仲ケ間株式預り置、相應之者組内ニ而見立、讓請相願候様可致候。右之通申渡候間、彌出情永續御用向相勤可申、株札之儀へ、町年寄樽與左衛門同吉五郎頭取茂十郎江申談請ニ取之、紛數儀無之様可致候」

これによると基礎漸く固まつた十組積仲間に對し、米價下落の對策に腐心してゐた幕府は、その協力を命じ、その努力の代償として「向後新規加入難相成」獨占の株札をあたえたのである。そこで當時の米價政策を振返えることからこの節を初

どで、ほとと一息ついたのは文化五年で、翌六年七月には石橋彌兵衛も褒美として銀十五枚を下され、他の米價掛にもそれぞれ拜領物があつた。然しそれも、ほんの東の間で五年十月に米價は又も下落した。この間の騰貴は結局、四年六月に近畿地方に水害があり、田畑に損害があつた爲で、六年には諸國豊作となつたので再び下落といふ事になつたのである。これ迄の政策は石橋彌兵衛らの努力も多とする事ではあつたが、根本は買米への幕府の貸金、それは順當に行けば貸金を皆済し、利潤の四分を上納せしめ、若し損金が出た場合は幕府が償ふといふ好條件であつたし、又町人の出金には利息を支拂ふといふ幕府の保證があつたので、買米資金が潤澤で、からうじて効果を挙げたのであつて、再度の下落の時には、幕府はこれ以上の出費に堪えない「御繰合不宜」状態となつてゐたから、従前の政策の持續は當底望めない。外に資金を充分擁するものに行はしめるより外はない。こゝに石橋彌兵衛の免職となり、三橋會所の米買保方協力への要請がなされることになつた。

三橋會所の米買上げが従前の米價掛と違ふ點は米價を制するには江戸のみでは不十分であるとし、大坂へも買米に出張したことであり、而も豊富な會所の資金で大量買あさり、大坂堂島米市場で兎角訴訟にまで持込む程の大相場を張つた事にある。其間の消息については次の書上げに詳しい。長文であるが煩をいとわず引用する。

「文化八末年江戸大坂共買持米御用之儀、小田切土佐守殿より

被仰渡候處、大坂表之儀、遠路掛隔、取扱方無覺東、殊ニ十組
問屋共商賣違ニ有之、旁取斗方行届申間敷旨申上候處、再應厚
御利解御座候ニ付、問屋共呼寄格別之御趣意御奉公筋等段々
諭し候處、一同納得仕御請申上候、其後右問屋共一同評儀仕、
大坂表之儀ハ小石數買方仕候てハ米價引立不申、然る時ハ御用
被仰付候詮無御座候趣申立、御奉公際立候様取斗申度心得ニ
て、一同踏込大石數買方仕候ニ付、一旦ハ餘程値段引上ケ、武
家方并在々益筋ニも相成候由、然る處諸國豐年之由唱杯仕人
氣を感し、次第ニ米價下落ニ相成、其上大坂米商人共甚不正之取
斗等も有之、無余儀十組問屋共及出入候仕合、既ニ凡拾三萬兩
余及損失、猶亦御當地米買方未年より去る酉年迄ニ凡貳萬兩損
失ニ罷成、都合拾五萬兩余全ク損失仕候^(註三)

この様な努力を拂つたにも拘らず、そして大坂では「草間伊
助筆記」に詳しく記述されてゐる様に、大坂市民の怨嗟のま
となる様な手段を講じても、元來が買上米政策そのものが燒石
に水的のものであつて効果は望めず、前文の中にある様な十五
萬兩に上る損失となつた。茲に於て江戸に米會所の設立を獻議
した。

「近年打續米價下直ニ通、世上一統懸通不宜、別て御當地米賣
買筋辦理不宜哉、豊凶共兎角米價片寄候儀ニて、當時ハ値段引立
方薄く、其上米渡世之者共、近年衰微仕買持米等致し候方無御
座、唯日用之賣買已ニて、相場高下を見込商ひ仕候者無御座候
ニ付、自ら御藏三季御切米渡之節も買進ニ兼候趣等相考候處、

全く賣買自由ニ相成兼候故、人氣相進ニ不申、商ひ薄相成候儀
と見込候ニ付、去ル申年中米賣買仕法書を以て愚存申上候處、
河岸八ヶ町米仲買共百貳拾人ニ御定被成下、於伊勢町米會所取
建、壹ヶ年口錢商之内五千兩并仲買共百貳拾人ニて千貳百兩冥
加上金奉願候處、去ル酉年四月中爲御試米會所五ヶ年仲買共願
の通り被仰付、上納金之儀ハ不被及御沙汰旨被仰渡候、然る處
當時相應ニ商も有之米渡世之者共、商賣辦理宜相成候様合ニて
追々居合候ハ、豊凶の節米價片寄不申、平和ニ賣買仕候様可
相成かと奉存^(註五)

斯様な努力が買はれる處となり、文化十年三月株札の下附と
なり、次で同年四月に米會所も伊勢町に設立を見るに至つた。

(註一)「撰要永久録」(東京市史稿 市街篇 第三十四 四
四〇頁)

(註二)「御勘定所書留」米價掛起立之事、

(註三)(註五)「御奉公筋取扱候手續奉入御内聽候書附寫」
これは文化十一年十二月の日附を持つ杉本茂十郎の書類で
あつて、その年十一月に十組掛の町年寄梅與左衛門が自
殺し、茂十郎が名實共に十組の實權を握る際の提出書であ
る。

(註四)「草間伊助筆記」(大阪市史 第五)

七 菱垣廻船積株仲間の成立と發展

文化十年三月廿八日、南町奉行所に於いて菱垣廻船積株仲間六

十五組、千九百九十五人に株式が定められ、株札がその銘々に
下附された。六十五組は左の如くである。

- | | | |
|--------------------------|--------------|--------------|
| 塗物問屋兩組 | 打物問屋 | 藍玉問屋 |
| 釘、鐵、銅物問屋 | 壘表問屋 | 下り糠問屋 |
| 錫、鉛問屋 | 船具問屋 | 繪具、染草問屋 |
| 線香問屋 | 繩節、鹽、干香問屋 | 竹皮問屋 |
| 茶問屋 | 江州、城州茶問屋 | 丸合組小間物問屋 |
| 丸合組針問屋 | 丸合組墨、筆、硯問屋古組 | |
| 丸合組喜勢留問屋 | 丸合組墨、筆、硯問屋新組 | |
| 丸合組扇問屋 | 扇問屋 | 紅白粉問屋 |
| 丸藤問屋 | 草履問屋 | 奥州筋船積問屋 |
| 古手問屋 | 菅笠問屋 | 人參三臟圓渡世 |
| 定飛脚問屋 | 菱垣廻船問屋 | 菱垣廻船沖船頭 |
| 藏細問屋 | 多葉粉問屋 | 生布、海苔、芋屑メ切問屋 |
| 下り索麵問屋 | 鍋、釜問屋 | 麻苧問屋 |
| 醬油、酢問屋 | 明樽問屋 | 下り傘問屋 |
| 綿打道具問屋 | 大坂足袋商人 | 下り蠟燭問屋兩組 |
| 水油仲買 | | |
| 右四拾六組 | | |
| 享保年中組合名前帳差出、文化十組一方積に加里候類 | | |
| 奥服問屋 | 木綿問屋 | 繰綿問屋 |
| 眞綿問屋 | 水油問屋 | 瀬戸物問屋 |

色油問屋 下り酒問屋 下り雪踏問屋
糸問屋 蠟問屋 干鯛魚、メ粕、魚油問屋
藥種問屋兩組 紙問屋 廻船下り鹽問屋
下り鹽仲買問屋 通町組小間物諸色 茅町組雜人形^(註六)
内店組問屋 手遊問屋
これらの仲間はいづれも表店に住む問屋の連合であつて、江
戸全域に亘つた大きなものである。これに匹敵すると思はれる
ものは大坂の廿四組江戸積問屋仲間であるが、その人数は三百
四十七人にすぎないし、又廿四組は大坂の商取引の一筋を擔當
する問屋の連合であるに反し、江戸に於いては上方下りの商品
取引が大手であつたから、この問屋仲間の連合の江戸商業に於
ける重要性は格段の差がある。

又株札が下附されたといふ事によつて内容的にはどういふ事
態が起つたかと云へば、それは申渡にもうたわれてある様に
「向後新規加入ハ難ニ相成」候。萬一身上相仕舞候者有之節ハ、
仲ヶ間株式預り置、相應之者組内ニ而見立、讓請相願候様可
致」として新競争者の出現を拒み、「彌出情永續」致すべく保證
された事にある。株札の獲得がなければ其仲間に入加が出来
ず、その業務を営むことが出来ない。業務の獨占をはつきり明
示してゐるものではないが、兎角江戸に於ける最有力なる仲間
の新規加入には株札の取得なければ出来なかつたのであるか
ら、その業務の遂行を政府が仲間に保證したに等しい。従つて
株札の値段は高まらざるを得ない。嘉永度問屋再興の際の調査
によれば、十組株仲間當時の下り廻船鹽問屋は人数四人で一株

二、三千兩から四千兩程度、廻問屋は二十人で一株金千兩位、木綿問屋の内大傳馬町組二十二人一株凡そ千兩の高値から、下り酒問屋三十八人、水油問屋二十一人、紙問屋四十七人、下り廻船廻問屋二十一一人などは一株五百兩位、干鰯魚ノ粕魚油問屋十五人、瀬戸物問屋三十六人は一株三百兩位、鯉節鹽干肴問屋三十四人、藍玉問屋三十八人は一株二百兩位、釘鐵銅物問屋六十五人、疊表問屋三十七人は一株百兩位といはれ、この株札を抵當に「時之繰廻し大小共、其株目當にて、金子貸借融通」する事が出来た。問屋が株札を獲得し、仲間が株仲間になつて起る重大さは其處にある。幕府の保證と融資力の増大は仲間を強化する。各株仲間が従前の仲間規定を改めて再確認し、それを幕府の威光を楯にして、三橋會所の活用を圖りつゝ、是が非でも實行に移し、業務の獨占を強力に遂行せんと欲するに至る。

然らば三橋會所の方の成果はどうであらうか。著々成功を收め、菱垣廻船自體としても文化五年僅か三十八艘にすぎなかつた船數を、文化七年秋までに八十艘に達せしめた。この成果は文化八年の大時化によつて破船するもの七艘、行方不明一艘、荷打船三艘と、捨り荷物并船代金凡積金四萬五千兩餘の損失を乗切つての上のことであつた。こうなると船頭による積金を増加し、船一艘一と上下に銀二百兩宛差出すものとすると、船八十艘が一年四回往復しても三百二十度、計銀で六十四貫目、金に直すと千六百六兩二分銀十兩と計算された。それに年七分の

利息を保證した借入金と冥加金の貸下げによつて、會所は巨額の資金を擁する事となり、實力のともなふ事業を遂行し得た。かゝる間、三橋會所取締の役にあつた樽與左衛門は金子の使用込みを苦にして文化十一年十一月自殺するや、杉本茂十郎の地位は全く定まり、會所の實權は元より、町年寄次席として江戸町々に君臨する事になつた。市民の落首にも「是からはも世の中も與左衛門、杉本茂十郎たる事をしね」

かゝる三橋會所の充實に伴ひ、更に菱垣廻船の積荷確保をも強權を以て制せんと企てるに至つた。そも、會所成立の直接の動機は砂糖問屋の積荷協定違反にあつた事は前述の如くである。砂糖が完全に樽廻船に奪はれた事は菱垣廻船の下積荷物の不足を來して、その打撃は深刻であつたし、その上に速力の早さに於いて、積荷の手續の簡便さに於いて樽廻船が優つてゐた上、尙、餘剩運賃の割引などがあつて洩積の違反が跡を斷たなかつた。又積問屋の成立によつて十組問屋以外の問屋が菱垣廻船に積荷する時は十組仲間に入ると云ふのでなくとも、十組の作法、仕來りに従ふべきであり、菱垣廻船積問屋の一員たるべしといふ規定が出来、従前は客員たる名目のものが、法制により強制加入を餘儀なくされたものがあつた。その一例としては大傳馬町組木綿問屋仲間がある。この仲間は元祿九年十組創始の折も加入の交渉を再三再四拒んで以來、商品運送には全く別行動を取つてゐた。處が享和元年協定成つて菱垣廻船の客分となつたが、其後の積問屋の強化は客分的存在を認めず、

時には強權を以て同調を強いた。「當時ニ而は三橋會所と申所ニ世話番と申者居候而、やゝもすれば太物店ニも大行事役ヲ可爲勤候、若違背等申時は頭取より御奉行様江申上させ、御奉行所様より被仰付候様可致等と申罵り、毎度私共仲間之者共ヲ恐レ爲入候」とある様に、積問屋に對して反感をいだいてゐた。斯様な内外の積荷の危機を回避する爲にとられた手段は、菱垣廻船一方積の強行を官權の力を借りて行はんとした。即ち「菱垣廻船積問名目御免相成候處、下々積荷物、水油、砂糖、鯉節、鹽、干肴、乾物類樽廻船入積受候に付、菱垣運送不辨理に有之、積問名目難ニ相立候に付、其以來引續菱垣一方積に相成候様仕度旨、文化十五寅年中永田備後守殿御勤役之中、品々申立候」然るに當時紀州の日高、富田、比井三浦の廻船は樽廻船に從屬の形となつてゐた爲、紀州藩から横鎗があつて中々實現出来なかつた。紀州の地位は大坂より江戸まで海上三百五十里のうち、二百里は紀州藩の海上持場であつたから、紀州藩を籠絡せざれば海上の安全を期し難いので、杉本茂十郎は姻戚關係にある紀州藩用達豊田庄兵衛を仲介に、紀州三ヶ浦の廻船の菱垣廻船への合體計畫を立てた。然るに翌文政二年突如、茂十郎の失脚となつたので、その實現は後年に譲られたが、種々の經緯があつて茂十郎の甥白子屋佐兵衛らの盡力により、紀州家の庇護の下に天保四年成功を見た。

(註一)「諸色調類集」大火諸調板材木桐之部(日本財政經濟史料 第七卷 八六一九頁)

杉本茂十郎の研究

- (註二)「諸問屋再興調」(前同 九五頁)
- (註三)「十組問屋取結書」(前同 第三卷 七六、七八頁)
- (註四)「文化秘筆」卷二(未刊隨筆百種 第八 一二四頁)
- (註五)「十組と太物店古來より掛合之話一條」(紺野浦二編 大傳馬町 下卷仕入帳 一二七頁)
- (註六)「諸色調類集」(日本財政經濟史料 第七卷 六九頁)
- (註七)この經緯は澤田章「十組積問屋の天目船印借受問 題」(國史學 第三號 昭和五年五月)なる論文に詳しい。

八 杉本茂十郎失脚の原因

斯様に株仲間が出来、菱垣廻船積問屋の強化は著々實を結ぶといふことで、杉本茂十郎の地位は先ず安泰で、茂十郎自身も頭取の隱退を一先づ思ひ止まつたのは、杉本家をして永く江戸町年寄に準ずる世襲家にする野心を抱いたが爲であつた。然るに文政二年六月廿五日、北町奉行柳原主計頭忠之は南町奉行岩瀬伊豫守氏記立合にて、突如茂十郎の町年寄次席、町奉行所付御用達被免、十組頭取放の仰渡があつた。即ち「其方儀、十組諸問屋より相納候冥加上金壹萬貳百兩、五ヶ年之間年延、行事共より申立候ニ付、俱々相願候處、去寅年分ハ、年延被ニ成下候ニ付、早速組々江可ニ割戻ニ處、三橋會所借用金相嵩、濟方差支候連、其方并行事とも其外相談之上、右之方江返濟致、元々江ハ不割返ニ段、不正之取計ニ而、其上室町十組拜領屋敷地代金も、其節之行事江も、組々江も不割戻、

惣持之會所ニ候連、會所入用年々遺拂をも不差止、行事共取計ニ任置候段、頭取之詮も無之、旁吟味之上、急度も可申付一處、有免を以町奉行御用達十組頭取取放^(註三)。同時に伊勢町米會所及び三橋會所は差留められ、その他冥加金上納、株札等は町年寄に引繼がれた。

以上の文面を判断すると、前年即ち文政元年十二月延納を許可された冥加金壹萬二百兩は、當然上納せる各自へ割戻さるべきに拘らず、三橋會所の遺縁に廻したことは不届であると云ふのが一つ。も一つは室町拜領屋敷の地代を組々へ割返さず、會所入用に使用したのが不正であるといふ二點である。そして同時に廢止を命ぜられたのが、幕府の米價引上策に協力を命ぜられた三橋會所と、米價引立のため特に文化十年に五年の期限付で設立され、文政元年に更に三年延期を認められた伊勢町米會所であるとするならば、町奉行が不當と見做した冥加金の遺縁は米に關した事にあるらしい。其處で文化八年に米價策の協力を命ぜられ、その努力は嘉せられて株札下附の恩典をあたえられたが、その効果は果して現はれたであらうか。其後の經過を概説して茂十郎失脚の真相を判断して見たい。

文化九年に提出したと云ふ「米賣買仕法書」といふものの内容は、いま目にしないので不明であるが、江戸に大坂の堂島の如き米市の設立を目論むものであつたらう事は争えないと思ふ。文化九年には大坂兩替商升屋平右衛門の別家にして、仙臺藩の勝手方たりし升屋小右衛門(山片蟠桃)も江戸の米價對策

の方法を幕府に上申してゐる。これは「大和辨」と稱するもので、その内容は、江戸は正米の賣買だけあつて切手米、帳合米を賣買する米市場がないから、米穀相場に弾力性がない事を説き、大坂の如き米市場の創設を力説する。「米賣買仕法書」がこれに倣つたものか、偶然一致するものか、或はこれを借りたものか判然としないが、結果から見ると同趣旨のものに見える。かくして文化十年四月米立會所が伊勢町に出來た。従事する仲買は百二十人、武藏中米を建米とし、諸國米を代米とし、時々その格付を行ひ、取引期月を六十日とし、期月二十五日に賣買者雙方より銀米代金を納めしめ、その日より晴雨に拘らず三日以内に正米を引渡し、若くは二十五日以後に正米相場を以て賣埋め買戻しを行はしめ、證據金は玄米百石に付十兩を賣買雙方より徴し、口錢は米百俵(三十五石)に付五匁五分五厘と定めて立會を始め、これに刺戟されて仙臺、水戸、越前各藩の米立會所がそれ／＼江戸藏屋敷内に設けられ、頓に米賣買が活況を呈した。

又、米價引立の爲、文化十年御用金を仰付けられたが、文化三年にも同様の趣旨の下に御用金の下命があつて年月の隔りが少かつたので、募金は困難を極めたが、總額十七萬兩の内、六萬兩は茂十郎幹旋の下に十組問屋より上納した。

それからも一つは文化八年から十組が大坂で買米して騒動を引起した件が、まだ後を引いてゐた。これが生命取りの損失となつた事は茂十郎側の記録に「扱米價保方之儀者、大坂におゐ

て切手米買持候ハ、諸藏屋敷者勿論、米商人空米賣爲致間敷との計略を以、大坂江手出し初めたり。此一件十組三橋會所滅却せし病根にして謂ある事也^(註五)。空米賣買をとがめて大坂の米商人七名を入牢せしめたり、買戻金を請求したりして、兎角勝負の上では勝つたにせよ、前述の如く江戸の買米損金と併せて十五萬兩の損失となつてゐる。大坂側の記録によつても、其後の新古米買替にて一石に付凡二十日位の損銀であるから、その損害は莫大であると述べてゐる。その遺縁には随分苦勞した事であらう。「十組之者共、私の取爲ニ申成し兎角と浮説申觸し甚迷惑仕候……且商人共之儀ニ付大金損失之儀相敷、割合出金等相厭彼是申觸し候儀、是非も無御座次第と奉存候^(註七)。殊に三橋會所の資金は「十組商人者勿論、近國物持十組之心安方へ頼ミ、會所入金年八分利足ヲ望ミ、入金及莫大之高相成」であつたから、「預り金引取人出方出訴、公事數多、日々訴出候」とあつて、これが茂十郎失脚の原因の如く説くものもあるが、事實がよる遺縁の繰廻しを答めたのが仰渡の文章であらう。

しかも只單にそれのみにとゞまらず、米會所の停止は米會所が何ら江戸の米價下落を阻止するに役立つた爲、いたずらに弊害のみ目立つたためであらう。米會所は武州米を建米とする正米取引であるが、空米相場が主として當時の人々の目についた事は、天保十二年九月町奉行遠山左衛門尉より水野忠邦への書中に「文化年中伊勢町へ立會所取建上納金仕候處、空米取引に相聞、文政度御差止相成候義も有之、延商ひと申儀御聞置相成

候得者、自然空米商ひ之儀、内々は同濟之様世上にて申唱、是まで自然と不正之取引仕候哉にも被^(註九)存候」とあるによつても窺はれる。

杉本茂十郎の失脚、三橋會所の取放、米立會所の停止はたゞ以上の瑣々たる事柄が原因ではあるまい。以上の様な事は表面に現はれた弊害であるにせよ、幕府の米價政策協力の中途に現はれた辻褄の合はざるもので、やがては成果が上るかも知れないものである。冥加金の延納の許可も、米會所の期限の三ヶ年延期も、茂十郎失脚に先立つ僅か半年の文政元年の事である。文政元年に再確認された茂十郎の米價策協力が、急にとゞめを刺されたのは北町奉行の交替にあるであらう。文政二年閏四月永田正直は死去して、榊原忠之がその跡を襲ふた。北町奉行は十組問屋を管掌する町奉行である。新任榊原忠之は茂十郎の米價協力の不成功に毫を煮して斷固とゞめを刺したのであらう。米價下落、物價騰貴は結局、片々たる買米や米會所の設立位で左右されるものでなく、米價掛の石橋彌兵衛の文化二年から六年にかけての成功も買米努力の結果でなく、自然的條件に基き、従つて米價高直も僅か半年の事で又もや下落が初まり、たま／＼文化八年四月北町奉行小田切直年の死去に會ひ、新任永田正直の忌避に會つて彌兵衛は同年六月免職となつた。時に杉本茂十郎は大坂買米に手をつけ、損失がかさみつゝあつた時なので周章狼狽、その對策に狂奔したが、永田正直の後援を得て破綻することなく、益々手を擴げたが、文化から文政へかけて

の各地の米作豊饒は米價の低落を自然の勢ひとし、損失を重ねる始末であつた。それでも永田正直の背景のある内は安泰であつたが、一度倒れるや、もろくも潰れ去つたと云ふべきであらう。杉本茂十郎の失脚は不正の事實があつたと云ふのではなく、石橋彌兵衛と同様、米價に關する政治的變化に原因すると思はれる。榊原忠之の米價に對する見解は茂十郎失脚の翌七月法令になつて現はれた。それによれば物價の引下げを命じて、米價と鈎合はせようとするにある。即ち

「近年米直段下直ニ候處、諸色之直段は高値ニ付、諸人及難儀候、酒酢醬油味噌之類米穀を以造出し候品は勿論之儀、其餘諸色とも米穀を元として可賣出道理候處、米之直段は下直ニ候得共、諸色之直段ハ追々引上、不埒之事候、以後米穀之直段ニ准し、可成丈諸色之直段引下ケ可申候」

(註一) 「大坂柳屋立別津の國屋獨立一件」(大坂屋茂兵衛記 録のうち)

(註二) 「重寶錄」(東京市史稿 市街篇 第三十五 二〇〇 頁)

(註三) 「大和辨」は「夢の代」卷六の一節(日本經濟叢書 卷二十五 三六一—九頁)と全文同一である。三井家大坂本店舊藏本によれば「大和辨」は文化二年に書いた「江戸米價血液不通考」並に「附録」と共に文化九年七月公邊へ内密に書上げたとある。

(註四) 佐野善作者「取引所投機取引論」大正二年、一七三

舊家に養子となつて以來、破産に類した養家を立直し、續いて定飛脚問屋仲間の基礎を固め、更には江戸十組仲間の立役者となり、米買上げによつて町奉行所御用達となり、樽與左衛門自殺後は江戸に於いて三年寄以上の權力を持つかに見えた。當時の言葉で云えば彗星の如く出現した「出來星」であるから、これを中心とした記述や文學があつていゝと思はれる。事實あるにはあつた。「杉本茂十郎興起十組抄」の一部は「感服新話」と稱するものゝ一節であるらしく、亦こゝで多く引用された「大坂屋茂兵衛記録」も元大坂屋の奉公人であつた山田屋八左衛門の店預人利助といふ者が書き綴つたものの一部らしい。又同書によれば東作子と云ふ人が茂十郎の顛末を詳しく書いた由を記してゐる。然るに版本に至つては寛政度に時局諷刺の處罰があつたことが利いたのか、殆んど材料にされてゐない。恐らく事件は幕府と紀州藩と三橋會所との關係がからまり、それに手を觸れる事を時の文化人が恐れたのであらう。「大坂屋茂兵衛記録」でも失脚前後の事情は憚る所があるらしく「口傳」とあるのみである。今となつては寫本で町人間に秘密に讀まれたもの、例へば「感服新話」の全篇とが、東作子の該著述とかの發見が期待されるのみである。これに反して落首、嘘譚、戯文の類は當時流行のものであつたゞけに數多く發見される。文字の上で發言の自由を失つた市民はこれによつて僅かに鬱憤をはらしてゐたと云ふべきであらう。

「文化十四年秋之時、日本橋より西の方に當り怪敷猛獸杉のも

- (註五) 「十組之砂糖問屋一件取扱より頭取役相勤候始末」(前掲)
- (註六) 草間直方著「三貨圖彙」卷九(日本經濟叢書 卷二 十八 一九九頁)
- (註七) 「御奉公筋取扱候手續奉入御内聽候書附寫」
- (註八) 「市政彙要」(東京市史稿 港灣篇 第二 四七二頁)
- (註九) 「天保撰要類集」十五(日本財政經濟史料 第三卷 三六六頁)
- (註十) 高柳眞三、石井良助編「御觸書天保集成」下 六六 五頁。

九 杉本茂十郎の功罪

文政二年六月廿五日、杉本茂十郎病氣につき堤彌三郎名代として出頭し、町奉行所御用達、十組頭取免職の勸告をうけ、^(註一)「日陰者と相成、三田の豊田ニかくまれ候。」堤彌三郎及び豊田庄兵衛は共に三田に住居し、紀州藩の御用達であるから、失脚後の茂十郎は紀州藩の庇護の下に入つたものと思はれる。茂十郎失脚後の菱垣廻船立直しが、茂十郎の甥白子屋佐兵衛によつて、紀州藩の援助によつて行はれたのは、蔭から茂十郎の盡力があつたのかも知れないが、これは憶測にすぎない。失脚後の茂十郎については何ら知る處がなく、その歿年すら明らかでない。^(註二)既掲の如く杉本茂十郎は甲州の百姓の息子で、定飛脚問屋の

とに出て人民を惱す。此獸金銀を見て笑ひを生じ、米穀の下直を嫌ひ、不作飢饉ならん事を悦び、又身軽くして飛脚の如く、故に身を重くせんと欲して人の骨を喰ふ、又油汗を絞りたる人の財をねらう、此者天下の城下にはひこる時は江民の愁ひ大方ならず、昔の由井丸橋の工ミにもひとしからん、はやく智勇の武士退治せざんばあるべからず」^(註三)「取立が餘り杉本茂十郎、たらぬ顔して樽與左衛門桶の頃は杉本なき男、泣せ男は今の杉本」^(註四)は文化十年茂十郎全盛の時の戯言である。

「文政二卯年角力取組 蒙御咎 晴天三日之 取拂」

勸進元 茂十郎
卷 添 十左衛門

杉元 (指指) 西河岸 (米會所) 豊田山
尻割 (驚キ) 板園ヒ (引拂) 入佛豆
岡崎 (米相場) 榊山
涙川 (四斗下り) 大手柄^(註七)

失脚を角力の取組にもちつたもので、少しく註を加へれば十左衛門は岡崎姓で三橋會所米會所掛名主、西河岸は三橋會所々在地、榊山は勿論榊原忠之である。戯文の性質上、すべてが茂十郎の仕事にけちをつけてゐる。失脚には概ね手を拍つて榊原のやり口を善政と讃めたゞえてゐる。何故江戸の市民に茂十郎が不人氣であつたか、江戸の商業仲間に獨占を導き入れて、その存續を強化した功績を當時の市民が何故認めなかつたかを、考

えて見たい。

一つには茂十郎の態度の權柄な事があげられる。彼の成功は官權と結托して強手に相手を屈服せしめたにある。立向ふ相手は憎まざるはなかつた。文化六年木綿問屋に冥加金上納を談合する時の模様は次の文に詳しい。「三問屋案内にて杉本宅へ罷越住居を見し所、尋常ならぬ構なり、尋問者十組橋會所と答たり、兩人共に異様に覺ゆ、又杉本茂十郎と云者何ものなり哉、今日之只今迄知ざりし處、其面を見れば大坂屋茂兵衛也、又異様に思ふ事尤至極、杉本茂十郎前卷に書寫し置所之顯元録壹卷をよみ開せ、且爲讀、猶其意味を以て利解を盡し、冥加上納可致旨を進ること、恰も一向宗門の俗僧自己自院暮し之爲を私し、彌陀及親鸞報恩謝徳を事にして、收納を虐るが如し……俗に所謂強權用是也、後だては樽與左衛門故、町人之分後難を不レ恐者更に有べからず、時の人杉本を唱して毛充狼といへり」^(註一) 職文に「面如人間、頭髮亂、胸體如狼、下腹無毛、額ニ老寺ノ四字頂、四足狐狸、至爪長し、又蹴爪有テ下ヲ突落ス、尻毛マムシノゴトク、金銀有人を指す鳴聲、御冥加御用金ノト哭」^(註二) 老中、寺社奉行、町奉行、勘定奉行の威光を笠にきて、御國恩にむくゆる爲と云ふときは御用金も集まらざるはなかつた。同時に官權・上役に對しては追従・賄賂は當然のことで、東里山人作文政元年版「馬鹿者盡」に上へつらふ者を「一寸法師もへい」とあるは、或は茂十郎を諷したのかも知れない。

江戸十組仲間の獨占に對して江戸市民の態度も冷淡である。

菱垣廻船積仲間の成立によつて株札をうけた者は千九百九十五人で、一人の名儀で數株を持つてゐる者があるから、軒數にすると千二百七十軒^(註十)である。江戸町人の電數は町奉行調査によると天保三年十四萬二千二百十五^(註十一)となり、十七年前のことであるから内端に考へても、利益を受ける者の如何に少い範圍だか々解る。そしてこれら株仲間の加入者は所謂大問屋であつて、大問屋の卸賣獨占がこれによつて確立された事になる。兎角冥加上金の反對給付としての獨占であるから、その確保にはやつきとなり、小賣にして時に卸もする様な中小商人にはいたすらに壓迫感のみ抱かせられた事であらう。市民が白眼視する一つの理由にもなるであらう。

更に獨占の確立に伴ふ紛争の激化があげられる。何と云つても急に獨占が定められ、従前の商習慣を認めまいとするのであるから、紛争が起るのは當然である。問屋共は立合所と唱へるものを作り、江戸へ入込む商品を調べ、株仲間以外の荷物は取押へ、訴訟が絶へなかつた。これは仲間外の商人との争であるが、積仲間内部にも紛争が起つた。例へば従前、ある仲間の下組であつたものが、冥加金上納して獨立の仲間として認められた場合、親組と元下組の仲間との荷受品は屢々重複する。文化十一年八月、丸合組喜世留問屋は元の親組たる通町組内店組小問物諸色問屋が煙管をも仕入すると云つて十組頭取へ訴へ出た。その申分とする處は「酉年四月中きせる株札右仲間拾貳人銘々頂戴仕候ニ付、きせる一式之儀ハ右組内ニ而取締致度、左

様無之候得ハ御觸事者不及申、御法度之品等相調候ニ茂萬事行屆兼、當時之振合ニ而ハ仕入方口々ニ御座候故、御法度之品穿鑿茂行届不申、誠問屋之趣意相立不申候ニ付、小問物諸色問屋ニ而引請候きせる一式之儀者きせる問屋方江注文受取、上方表江申遣し、きせる問屋名前を以荷物積取、相調候上ニ而夫々江差送り申度趣御願申上候。」これに對して小問物諸色問屋は冥加上納の際の「直請之品々書上」の中に煙管はあり、昔より「諸色之商賣」を營んでゐたから一品にても仕入を減ずる事は出来ない^(註十三)と主張した。かゝる事は親組、下組のみの事柄でなく、他組との間にも仕入商品の重複はあり得る事であつて、各々が強く獨占を主張する時、その調停和解は困難なものであつたらう。又商品荷受の獨占はひとり立合所を設けて、江戸に着いた商品を検査するばかりでなく、生産地の荷主に對しても積極的に働きかけが行はれた。江戸表吳服問屋「株札五拾五軒の外、組外江洩賣等致候者其以後仲間一同申合決て取引致問舖候旨、今度店々より被申渡候」は文化十年八王子織物仲買への通告であつた。同様のことは越後十日町の縮仲買にも通達され、^(註十四) 同地の仲買は結束して反對し、紛争は永く天保年間まで續いてゐる。^(註十五)

以上の様な諸理由によつて茂十郎に對する市民の世評は散々であるが、感謝された文章も無くはない。永代橋、大橋、新大橋は是迄受負人制度であつた爲、武士醫者出家神主の外は渡錢二文を取られてゐたし、橋の掛替へなど迅速に行はれなかつ

た。然るに「當時願ひ人ありて以來海船江戸入の荷物大小により、一個に付水揚運上いかばかりづゝ取之を御免あらば、右の三大橋の掛更は公儀は申上るに及ばず、町人百姓より錢二文づゝ取ことなく、破損以前に掛かへ可仕と願ひまうしゝかは、御詮議の上、その願ひに任せ給ひしとぞ、こは遠からぬ事にて只今四十前後の人はよく知りたるもあらんを、遠きさかひの人の爲、又はわかうまごらのこゝろ得にもならんかとて、そゞろにしるしてみづから警め、且人をもいましむるもの也」^(註十六)は三橋會所の事業を指すものであらう。

(註一) 「重寶錄」(東京市史稿 市街篇 第三十五 二〇〇頁)

(註二) 「藤岡屋日記」三(東京都政史料館藏)

(註三) 「大坂屋茂兵衛記録」によれば杉本家の菩提寺は本所の法恩寺であるが、同寺は古い過去帳を失つて古い事は判らない。茂十郎の實家の子孫は山梨縣東八代郡錦生村夏目の平松莊榮氏である。同家には前記茂十郎の書翰二通の外、遺品若干が保存されている。その中に茂十郎が作つた位牌を入れる龕があり、その裏面には次の様な文が刻まれている。

「杉本孟雅、通稱茂重郎、甲斐八代夏目産也、始祖平松佐五右衛門世業農、其爲嗣者襲其名稱、佐五右衛門五世孫佐五右衛門有三男十女、乃孟雅其季也、少來東都、時有杉本氏者焉、其先杉本茂兵衛寛永元年承府朝之命、爲京師大坂

兩都急脚會、世々相續殆二百年矣、八世之孫茂兵衛以孟雅爲養配仲女以爲嗣、孟雅爲人高邁敏達、名聞遠達府朝遂命市長賜月俸、酒讓兩都急脚會杉本氏男孟雅妻弟直和、孟雅則專周旋於南北兩尹之廷而就其指揮、屢有功於經濟云、今茲文化十三年當本家始祖二百年、乃孟雅本家宗族相議謀、：因造列祖主牌安堵益暢追遠之意庶幾、子々孫々崇尊禮拜不怠是所爾」

前記書翰の宛名や家曆等に小宮山姓を名乗っているに拘らず、この蠶には平松姓であり、現在も平松を襲うているのは、茂十郎が出世をした後に家格の良い家の株を買ったかして改姓したものと見える。同家には文政元年京都の大工の設計になる屋敷圖がある。これは翌年茂十郎失脚のため實現を見なかつたものであるが、出自を良くする爲工作する處があつたらしい。元々は十組取結書にある「至而幽に暮し罷在候」百姓の俸であつたらしい。

(註四) 「寶曆現來集」卷六十六 (近世風俗見聞集 第三三四三頁)

(註五) 東作子と云うは二代目平秩東作(文政八年歿)の事か。東作は鈴木光村と云ひ、豊島村紀州明神の神主と云ふ。紀州明神と云うので聯想するのである。

(註六) 「街談文々集要」(珍書刊行會叢書 第三册 二一八頁、二二四頁)

(註七) 「文化秘筆」卷二(未刊隨筆百種 第八 三六一—

二頁)

(註八) 「杉本茂十郎興起十組抄」(前掲 二八—九頁)

(註九) 「街談文々集要」(前掲 二二五頁)

(註十) 「十組間屋取結書」(前掲 二五四頁)

(註十一) 幸田成友著「江戸の町人の人口」(社會經濟史學 八卷一號 昭和十三年四月)

(註十二) 「諸色調類集」(日本財政經濟史料 第七卷 七四頁)

(註十三) 「煙管一件ニ付頭取江差出候書面控」(東京都政史料館藏)

(註十四) 正田健一郎著「近世八王子織物業の發展と農村の商人層」(早稻田政治經濟學雜誌 一二二號 昭和廿八年九月、一六〇頁)

(註十五) 西脇新次郎著「小千谷縮布史」昭和十年五月

(註十六) 瀧澤馬琴撰「兎園小説餘錄」第一(新燕石十種 第四 三九九—四〇〇頁)

十 天保改革への道程

菱垣廻船積仲間はその規模に於いて、そして幕府を背景とするその内容に於いて、商業仲間が封建制度内で到り著く最高の段階であつたと云へよう。株仲間の成立は前述の様に冥加金の上納、米價政策への協力の反對給付であつたが、株仲間成立と同時に今度は幕府公認と云ふ特權を笠にきて、仲間外の中小商人や取引相手に向き直る。そこに多くの紛争が起る。そして紛

争の激化は益々官權との關係を密接にして相手に向はんとする。従つて株仲間成立以後と雖も米價協力の存續、買米資金の上納などせざるを得ない。それは獨り幕府ばかりでなく、必要とあらば大名と手を握る事もいとはない。商人の仲間と官權との交渉がこの時より甚しきは無いと云へよう。官權の權力を利用して商權の擴張を圖らうとした株仲間は、然らば成功したであらうか。當初たくらんだ獨占は甚だ不充分にしか行はれない。多くの紛争はその儘持ち越され、荷主仲間からは却つて反撃を受け受けてゐる。要するに新興商人層の勃興に壓迫され勝ちであつた十組間屋は、株仲間を成立せしめ、官權の力をかりて商權の確立を圖らうとした。株仲間の成立はその切札であつたにも拘らず、時既におそく、頼む大厦の力最早なく、實際上の効果はあがらなかつたと云ふべきであらう。

杉本茂十郎はかゝる時期に官權と仲間との斡旋に盡力し、遂に株仲間を成立せしめた。彼の事蹟は株仲間成立のみに限らず、すべて官權との結託により、その威光の下に事を成さんと試み、そして實效は兎も角として、一應の成立はなし遂げ得た。又、彼個人の破格な立身出世も官權への追従の結果であると云へる。そしてその地位を子孫にまで相續させようとして失敗した。その原因も大きく解釋すればやはり頼む大厦の腐敗を、彼自身知らなかつたと云ふ事にならう。

享保、寛政の改革によつても封建制度内の貨幣經濟の侵透は阻止し得なかつた。松平定信の峻嚴なる緊縮政策を以てして

杉本茂十郎の研究

も、土地の生産を基盤にしてゐた武士の經濟生活は改善されなかつた。土地の生産力が既に行詰つてゐた當時にあつて、只單なる物價抑制、儉約生活の實行を迫つても破綻の回避は出来な

い。これに反して商人の生活は向上して行く。町人の奢侈な生活と武士の困窮生活の對照は顯著なものとなり、特に都會に於いて甚しく、江戸の旗本御家人等の墮落はその極に達したと云はれてゐる。そしてそれは單に柔弱とか遊惰とかいふだけではなく、時勢に押流される無氣力な階級化してゐた。かゝる武士に對して商人は金を貸與し、或は賄賂を送り、それを通じて特權の獲得を圖る。武士も亦かゝる収入の増加を喜び、身分をあたえて商人の歡心を買ひ、更には彼等を利用して財政收入の増加、或藩に於いては財政の遺繰をさへ彼等に委せるに至る。官權に喰入つて御用達となり、兩刀を手挟み、駕籠に乗り、官權の威光を笠に巨富を積む人々の輩出、世人彼らを嫉んで「山師」と云つたが、「山師と賄賂」は化政度の世相の象徴であつた。杉本茂十郎は實にかうした世相の下に出現した人物で、無氣力なる武士に莫大な冥加金の上納と米價引上策への協力を以てその歡心を買ひ、當時の學者の等しく嫌ふ仲間の株化を、強引に實現せしめたのである。當時の落首に

「御老中皆愚老中 奉行諸役上邊忠

用金申渡難爲水 圍米觸流似作空

政落町人只損徳

生憎樽屋興杉本

世稱武士總貧窮

意氣揚々肩切風」(註一)

とあるは良く諷刺してゐると云ふべきであらう。然しかゝる「山師」が權勢を張つてゐられたのは、經濟的に破綻はしてゐても、まだ政治的には確たる權威があつた官權が背後にあつたからであつて、云はゞ封建的框内に於ける立身出世であつたから、一度官權の意にもとる様な事があれば忽ち失脚の憂目を見られた。彼らの協力により官權に利益のある内は彼らを育てあげることが、利益がなくなると、若くは利益の見込みがなくなると、官權は遠慮會釋もなく追放し、揚句の果にはその失敗の全責任を彼らに歸してしまふ。武士の無氣力から、無政策から出發した事ながら、封建社會内の本來の身分制度に返つて、冷かなる「切棄て御免」が行はれ、「山師」と今度は官權側から彼らを罵り、或は「奸商」呼ばりをして一切が空に歸してしまふ。頼み甲斐なき封建支配者であつた。

杉本茂十郎の失脚により三橋會所、米會所は停止されたが、菱垣廻船積仲間も存続せられ、尙強化の手段がつくされ、天保十三年の水野忠邦の改革に至るのであるが、流石に武士側から批判、反省がその間起つてゐる。「文化の頃豊年打繼ぎ、士農米價の卑きに苦み商賈時を得て盛になりたるに因て、制度の緩み……然れば此頃より權門贈遺の機兆見え、石橋、樽、杉本杯いへる三家の町人御益御爲筋杯聞え上げ、米金の事に預り頗る時めきしが、皆眼前のことにて奸吏、奸商の所業なれば、私慾のみ専らとして、今時に至り一も其險をみる者なし」は佐藤信淵の述る處であるが、ひとり信淵に限らず、封建制度の維持に

強き關心を持つ武士のすべてが考へる處であつたらう。そしてその實行にいち早くかゝつたのは水戸藩で、水野忠邦の改革に先立つ十二年前の所謂水戸の天保改革がこれである。杉本茂十郎の事業と天保改革との關聯は、より直接的にこの水戸の改革が示してゐる。しかも水戸の改革は水戸藩だけに孤立して行はれず、どうしても江戸へ響く。封建社會とは云へ、近世ともなればもうお互が持ちつ持たれつで、一角が崩れればもう取返しがつかない。水戸の改革も幕府の改革が行はれて初めて實を結ぶ事になる。間接の影響ではあるが、その間の事情を明かにするよすがともなるので、筆を付加して置きたい。

文化文政年間の水戸藩も御多分に洩れず財政逼迫してゐたが、その補填の爲にとられる手段は、やはりその時流行のそれであり、江戸の杉本茂十郎に比べられる役割を擔つた人は、常陸出身で江戸で芝居の金主をしてゐた大久保今助であつた。當時の文章で彼を紹介すれば「近世石橋彌兵衛、樽與左衛門、杉本茂十郎などは日本國中に其名とゞろきし也、今介又しかり、常陸國水戸領額田の近在郷より出、水野出羽守の草履取となり、夫より追々金もうけし」今助は世人の知る如く卑賤の身を以て、只貨殖を事とし慈仁の心なく、いかなる術計や有けん、數萬の財寶を積蓄へ、分外の奢侈を究め、娼家劇場を始め所々へ財寶を貸渡し、過分の利倍を貪けるが、衆の怨の聚る所、強暴の徒にはいかなる危迫の憂目に過ふべきもはかりがたく、これを避んがため、且は御威光を借て尙貨殖の基となす

べしと、彼御館に彙録して老臣已下左右親近の人に佞媚し、許多の財寶を營辨し奉り、是を以て出身の種となし、竟に出格の仕進を得たり。彼の事業は全く杉本茂十郎のそれを擬るものであつた。伊勢町に米會所が出来ると、水戸藩にも會所を立て、文政二年伊勢町のそれと共に一時は潰れたが、間もなく再興して米價引立ての役目をなし、又幕府から金を借りて貸金をし、その利子で藩財政の臨時費を調達すると云ふ融通講なるものを作つた。兎も角一時遂ぎの遺線は大久保今助の手腕の中にあつた。然し藩財政に恩恵をあたへると云ふのには必ず利權が付纏ふ。それがお互の持ちつ持たれつであるとは頑固一徹な武士は毫も考へない。舊慣を破り、町人の成上りが幅を利かすのを心良く思はない人々は、折あらばそれを覆えそうと虎視坦々である。杉本茂十郎の失脚は町奉行の交替であつたが、今助の失脚は藩主の交替であり、しかも新藩主は保守主義の徳川齊昭であつたから、今助の事業は根こそぎ顛覆される事になつた。

水戸改革の最初の補弼者川瀬教徳の上書によれば「賄賂と山師」を驅逐して、經界を正し、威公、義公の世に戻す、水戸藩の國初に還れと云ふ。改革の内容は藩財政は臨時費を排除して、入るを量つて出るを制すであらねばならぬ、そして財政收入の主なるものは收米であるから、農政に、即ち郡奉行に政治の中心を置ねばならぬ。而して郡奉行は米價を調節し、常平倉を立て、他方新檢地を行つて收納の公平を期せねばならぬ、又

杉本茂十郎の研究

収入に對して支出を少くする爲に節約を強化し、江戸屋敷の縮少を行ふ。而して消費はすべて水戸藩内のもので賄はねばならぬ。爲に國産を奨励し、藩内消費以上のものは他領に移出して収益を圖ると云ふにある。藩内に於ける改革は漸次成果を擧げて行つたが、問題は國産の他領移出の成否である。その際の最大の販路は當然江戸にあらねばならぬが、その新販路の開拓には十組問屋の獨占の障壁を破らねばならぬ。

一、諸家様御國産物有之節者、同品取扱候組々江及通達、一同立合入札いたし、落札之上仕來之通、三步五厘之間屋口錢請取可申候事」は十組通町組内店組小問物諸色問屋の規定の一條である。國産の自由販賣は堅く留められてゐた。そしてそれを通して販賣するには大久保今助流儀の再興が必要となつて來るのである。其處に水戸藩に限らぬ國産會所の政策の行きつく惱みがあつた。かくて齊昭は藩を大にして江戸の十組問屋打潰し論を吐き、幕府政治への容喙が執拗に繰返される、曰く

「近年都下十組の問屋と敷申もの權を得、黨を結び候よしに而、水戸の如き小邑さへこれが爲に嘆き候もの夥しく候間、大小名一統の患如何程に可有之哉、如何之譯にて今以御立被差置候敷ハ不辨候へ共、たとひ當座の小利を獻し候連も、つまる所官の御損にハ有之間敷哉、然らば十組の悲萬人の嘆にハかへがたく候間、一切御止、諸國より萬物自由由に都下へ漕輸、尙又自由に賣出候ハ、物價騰貴の患も一段相違可致哉之事」

天保十三年水野忠邦の改革が萬人批難のまゝであつた際も

尙、齊昭は忠邦の決斷をたゞえ、その強化を奮勵して、遂にその主張通り十組仲間を解散せしめたのであつた。

- (註一) 「文化秘筆」卷一(前掲 一九六頁)
- (註二) 「物價餘論」天保九年(佐藤信淵家學全集 中巻 四五四頁)
- (註三) 「即事考」四(鼠璞十種 第一 三三四頁)
- (註四) 大郷信齋著「續道聽塗説」第六編(鼠璞十種 第二 一九四―五頁)
- (註五) 「川瀬七郎右衛門上書」文政十二年
- (註六) 「株式連印規定帳」天保九年八月(東京都政史料館蔵)
- (註七) 天保十二年齋昭より忠邦宛書翰、(水戸藩史料 卷四 別記上 一四〇頁)

追記 頁の餘白を借りて佐藤信淵と茂十郎との關係を述べた。い、信淵の晩年の富國策に關する思想は天保八年の大鹽の亂に影響されてゐると云はれるが、その中心思想たる商業統制論は既に文政頃の著述に見えてゐる。寧ろ私は信淵が茂十郎の事業にヒントを得たのだらうと想像してゐる。茂十郎が十組頭取となつて活躍してゐた丁度同じ頃、信淵は江戸の醬油問屋多田屋新兵衛方に厄介になつたことがあり、十組仲間の内外から茂十郎の行動を觀察することが出来た。従つて當代の學者の中で最も多く茂十郎を批判してゐるのは彼である。信淵が茂十郎に注

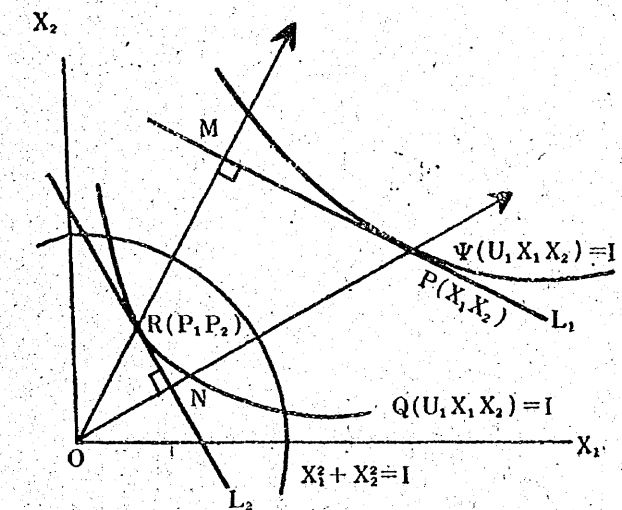
目した點は茂十郎が江戸大阪間の廻船の往復より計算して三橋會所の基金を捻出し、又問屋を奮勵して冥加金を出さしめた、その財源にある。信淵の「復古法」の萬物を賣捌きて、その價格の三十分の一を税し、年百萬金を得るの財源の計算は「先年長岡侯御執政の時に、杉本茂十郎といふ町人有りて、江戸町中十仲間の商人共を延し、日本橋西河岸町に會所を立て、諸國の産物を輻湊せしことあり、時に彼の茂十郎が説に、日本國中より大坂と江戸とに持出して交易する所の品物大凡金五百萬兩に及と云へり、然れども彼は甲州の産にて元來市井の小人なれば、國家の御爲を思ふ者に非ざれば、争か天下の水陸より生ずる處の物産の數を知ることを得ん乎」(「復古法概言」とあつて、そこで自分の家は高祖父歎庵以來、世々赤心報國の宿願ありて、日本總國の産物賣買代金を計算してゐた。祖父はいくら、父はいくら、自分は文化十二年に一萬(編者曰く一億カ)三萬萬金と推算し、うち公領地は三萬萬金であるから、百萬金の公收が得られると云ふのである。佐藤家代々の計算の數字は「復古法概言」と「復古法」とでも區々であり、信淵の家學に關する他の言説と同様甚だ信憑性に乏しい。信淵の説が茂十郎の影響ありと考へらるゝ所以である。

(本論文は慶應義塾學事振興資金の援助により成つた。感謝する次第である。)

書評及び紹介

R・W・シエパード
「費用函数と生産函数」

Ronald W. Shepherd
Cost and Production Functions; 1953.



書評及び紹介

生産の諸現象解明の具として、費用函数(費用函数)という概念が頻りに用いられて來た。費用函数(費用函数)の背後には生産要素の使用量と生産物の關係を示す生産函数と、生産要素の相對價格がまづ與えられ、この條件の下に費用極小の要素

配置(又は要素の使用度)が決定されるといふ機構が置かれてゐることは明である。従つて相對價格の變化は、一概には(費用極小の演算を経なければ)斷じ難いような仕方では費用函数を變化せしめるのであるが、事象が豫想される。もし生産函数を特定化する事が、直に相對價格の變化に對する費用函数の變化を明白なら、費用函数の自律性は生産函数の自律性にまで高められ、生産現象の解明は著しく簡明化されることになる。本書の重要な意義の一つはこの問題に一つの解答を與へた事にある。シエパードは展開の始めに連續的生產函数に關する自己の見解を明にする。近時展開された線型計畫法は企業の微視的な生産函数の意味を、代替的な基本的活動(elementary activity)より成る生産要素空間のエフィシエントな多角面の集合として明にするのに有用であるがこれは現實の觀察と對應しない加法的活動を前提とする。何れにせよ、この概念的な企業生産過程に重點をおく分析方法は技術的な資料を詳細な形で入手可能であると考へてゐる。アプリアオリにはこの技術的な資料は得難いから何らかの統計的推定により投入産出係数をすべての可能的基本活動に關して決定するといふ極めて困難な仕事は豫想されてゐる。而して元來活動分析の模型は近似的な性格のものであるから多角面を考へるといふ事に特に利點はなく比較的少數個これらのパラメタにより表わされる連續的な微係数をもつ様な面でおきかえようといふ事になるのは自然である。斯うすれば問題は再び古典的生產函数の計測に戻るのである。勿論入手可能な技術的知識も無視しようといふのではない。(例えば技術的に補完關係にある諸要素は消されて獨立的な要素だけが殘されるという風に)。